

## 第 3 節 地域の防災力の向上

第 1 項 自主防災体制の整備

第 2 項 防災知識の普及

第 3 項 防災訓練の実施

### 第 1 項 自主防災体制の整備

#### 《 基本方針 》

地震災害時においては、住民の自主的な初期防災活動が、災害の拡大を防止するために極めて重要である。よって市及び県は、住民等が迅速な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成に努める。

- (1) 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。
- (2) 市は、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の育成に努める

#### 《 計画目標 》

#### 1. 自主防災体制の整備

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第 2 章 第 17 節「自主防災組織整備計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

- (1) 市の措置
  - 1) 市は、自主防災組織の育成、強化を図る。このため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。
  - 2) 市は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備、また消火、救助、救護のための資機材の充実を図る。
  - 3) 市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。
- (2) 消防団、自主防災組織の育成強化
  - 1) 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設や装備の充実、青年層・女性層の団員の参加促進等を含めた消防団の活性化を促進し、その育成を図る。
  - 2) 地域の自主防災組織の育成強化

震災時の地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

    - ア. 自主防災組織の組織づくり

- a. 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等、組織活動や訓練の実施を促し、継続的な組織運営と組織体制の充実に努める。
- b. 行政区ごとの自治組織を自主防災組織として育成することを基本とした組織づくりを推進する。
- c. 自治組織に市内活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災・防犯会としての自主防災組織を育成する。
- d. 自主防災・防犯会の防災活動を充実育成する。
- e. 地域で活動している様々な組織を活用する。

**《個人・家庭、地域、自主防災組織等の役割項目（例）》**

自主防災体制	平常時	警戒・発災時
個人家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各個人の日常生活圏の危険性の点検</li> <li>○家屋や塀の耐震強化措置</li> <li>○家具の転倒落下防止措置</li> <li>○出火防止体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震消化装置付器具の使用と作動状況の点検</li> <li>・安全な火気使用環境の確保</li> </ul> </li> <li>○初期消火体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火器具の確保と使用訓練</li> </ul> </li> <li>○避難場所・ルートの確認と安全性のチェック</li> <li>○救出用資機材の保管</li> <li>○必要な物資の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急地震速報・注意報等の防災情報の自主的収集</li> <li>○出火防止</li> <li>○初期消火</li> <li>○家族の安否確認（電話は使用しない。伝言ダイヤルの活用）及び保護</li> <li>○要援護者の支援</li> </ul>
隣近所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等災害時要援護者の支援対策の話し合い</li> <li>○近所の災害環境の共同監視</li> <li>○救出用資機材の共同管理</li> <li>○要援護者の日頃の見守り活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送</li> <li>○隣近所の出火防止措置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所の家庭にガス元栓閉栓よびかけ</li> <li>・高齢者世帯等の出火防止措置</li> </ul> </li> <li>○初期消火活動への従事</li> <li>○近所の災害時要援護者の安否確認</li> <li>○災害時要援護者の救出・避難誘導</li> <li>○危険情報の伝達</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭、隣近所への防災対策の呼掛けと推進（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進）</li> <li>○危険箇所の点検・除去</li> <li>○避難場所・ルートの確認と安全性のチェック</li> <li>○救出用資機材（防災資機材）の管理</li> <li>○防災知識の普及</li> <li>○各種防災訓練の実施及び参加</li> <li>○要援護者支援登録制度の周知及び支援者の刷りだし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救出活動の喚起（救出協力者を募る）</li> <li>○出火防止措置の喚起</li> <li>○初期消火活動の応援</li> <li>○近所の災害時要援護者の安否確認の喚起</li> <li>○災害時要援護者の救出・避難誘導・搬送</li> <li>○避難所の開設・管理運営</li> <li>○給食・給水</li> <li>○救助物資の分配に関する協力</li> </ul>

## 第2項 防災知識の普及

### 《 基本方針 》

市、自主防災組織及び防災関係機関は、住民の防災意識・知識の向上を図るため、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、震災時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、家庭での予防・安全対策、地震発生時に取るべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

### 《 計画目標 》

#### 1. 防災知識普及計画

職員に対する防災教育については、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第1項「防災知識普及計画」に準ずる。

#### 2. 職員に対する防災教育

職員に対する防災教育については、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第2項「職員に対する防災教育」に準ずる。

#### 3. 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第3項「一般住民に対する防災知識の普及」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

##### (1) 普及の方法

住民のライフステージごとに必要とされる防災教育内容を、適当な方法により普及等を図る。

#### 4. 学校における防災知識普及

学校における防災知識普及については、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第3項「一般住民に対する防災知識の普及」及び「学校防災マニュアル」に準ずる。

#### 5. 防災意識調査

防災意識調査については、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第5項「防災意識調査」に準ずる。

#### 6. 防災相談

防災相談については、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第6項「防災相談」に準ずる。

### 第3項 防災訓練の実施

#### 《 基本方針 》

地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

#### 《 計画目標 》

##### 1. 総合防災訓練

総合防災訓練については、一般災害対策編 第2章 第19節「訓練計画」第1項「総合防災訓練」に準ずる。

##### 2. 各種訓練

###### (1) 被災建築物応急危険度判定訓練

市は、建築関係団体等の協力のもと、実際の応急危険度判定の実施に備えるとともに、応急危険度判定体制の整備を図るため、連絡訓練等を実施する。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第2章 第19節「訓練計画」第1項「総合防災訓練」に準ずる。